

平成30年4月26日

免除規定や分割納付規定について

平成30年4月1日、新たに受益者負担金の免除規定を新設するとともに分割納付規定を変更しました。

1 負担金の免除

対象 生活保護法の規定により生活扶助を受けている世帯の方

該当する方は、免除対象の証明となる手帳又は証明書などの原本をお持ち下さい。なお、ご不明な点はお問い合わせください。

2 負担金の分割納付

一括納付を基本としますが、やむを得ず分割納付を希望される方は分割して負担金を納付することができます。

分割納付は最大3年間とし、払込期日は6月末、9月末、12月末、3月末の年4期で最大12回払いとします。

ご希望の方は、負担金額の確定後に別途申請書の提出が必要となりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

建設局下水道企画部総合治水課

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所7階

電話：043-245-5437

ファックス：043-245-5574

chisui.COP@city.chiba.lg.jp